

著作権法の一部を改正する法律案要綱

第一 技術的保護手段に係る規定の改正

技術的保護手段の範囲に、著作物等の利用に用いられる機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、又は送信する方式を加えるとともに、技術的保護手段の回避に係る罰則規定等について整備を行うこととする。

(第二条第一項第二十号、第三十条第一項第二号及び第二百二十条の二第一号関係)

第二 著作者人格権等に係る規定の改正

一 著作者が行政機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供した未公表著作物に係る歴史公文書等が国立公文書館等若しくは地方公文書館等に移管された場合、又は著作者が未公表著作物を国立公文書館等若しくは地方公文書館等に提供した場合、国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて著作者は同意したものとみなすこととする。また、国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第一号口若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規

定する情報若しくはこれに相当する情報又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている未公表著作物を公衆に提供し、又は提示するときは、公表権を及ぼさないこととする。

（第十八条第三項及び第四項関係）

二 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物又は実演を公衆に提供し、又は提示する場合には、当該著作物又は実演につき既にその著作者又は実演家が表示しているところに従って著作者名又は実演家名を表示するときは、氏名表示権を及ぼさないこととする。

（第十九条第四項第三号及び第九十条の二第四項第三号関係）

第三 権利制限規定の改正

一 写真の撮影等の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（写真等著作物）に係る写真の撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるため付随して対象となる事物等に係る他の著作物（付随対象著作物）は、当該創作に伴って複製又は翻案することができることとする。また、複製又は翻案された付随対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用することができることとする。

こと。

(第三十条の二関係)

二 著作権者の許諾を得て、又は裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとすること。

(第三十条の三関係)

三 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとすること。

(第三十条の四関係)

四 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができることとし、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができることとすること。

(第三十一条第三項関係)

五 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第

六十六号)の規定又は公文書管理条例の規定により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができることとする。また、国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書等の管理に関する法律の規定又は公文書管理条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとする。 (第四十二条の三関係)

六 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案を行うことができることとする。 (第四十七条の九関係)

七 二から六までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物をこれらの規定の目的以外の目的で利用した場合の取扱いその他所要の規定の整備を行うこと。 (第四十九条等関係)

第四 その他

その他関係規定について所要の整備を行うこと。

第五 附則関係

一 この法律は、平成二十五年一月一日から施行すること。ただし、第一、第二及び第三の五に関する規定については、平成二十四年十月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条から第五条まで関係)